

会議報告書

会議名	令和5年度 第3回三郷市介護保険運営協議会
日 時	令和5年10月31日(火) 午後1時から午後1時30分
場 所	三郷市役所 本庁舎 東別館 第一会議室
出席者 (21名)	【会 長】 草薨 博昭 【副会長】 今澤 正夫 【委 員】 丸山 敏子、神谷 功一、晝間 章、佐久間 史晃、 秋葉 明、齋藤 義治、須賀 翼、須本 晃夫 【事務局】 益子 敏幸(いきいき健康部長) 原山 千恵(いきいき健康部理事兼副部長) 中村 一之(介護保険課長) 平山 陽子(介護保険課長補佐) 小野 幹(介護保険課介護給付係主事) 茂木 光司(長寿いきがい課長) 齋藤 嗣幸(長寿いきがい課課長補佐兼長寿いきがい係長) 八巻 絢子(長寿いきがい課主幹兼地域包括係長) 大杉 吉正(長寿いきがい課長寿いきがい係主任)
傍聴人	なし
次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 部長あいさつ 4 議題 (1) 第9期介護保険事業計画について ① 介護サービス利用見込量及び基盤整備について ② 保険料の在り方について ③ 介護保険事業の取り組みについて 5 事務連絡 6 閉会
資 料	資料1 第5章 介護保険事業の取組(第9期(令和6年度～令和8年度)三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) 資料2 小規模多機能型居宅介護に関連する各種意見 資料3－1 介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例 資料3－2 三郷市(第8期)介護保険料所得段階区分 資料3－3 各市第8期保険料調整率

●議事結果／確認事項

<議 題>

(1) 第9期介護保険事業計画について

- ① 介護サービス利用見込量及び基盤整備について
- ② 保険料の在り方について
- ③ 介護保険事業の取り組みについて

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

- ・次回介護保険運営協議会の開催について
- ・パブリックコメント等のスケジュールについて

【会議要旨】

1 開会

- ・司会者（中村課長）が開会を宣言
- ・佐藤委員の辞任に伴い、須本委員が新たに委員に就任する旨の説明
- ・須本委員の委嘱式
- ・須本委員の自己紹介

2 会長あいさつ

- ・草薨会長よりあいさつ

3 部長あいさつ

- ・益子部長よりあいさつ

4 議事

司会 それでは、議事に入ります。本日の傍聴希望者はありません。議事の進行は会長にお願いいたします。

① 介護サービス利用見込量及び基盤整備について

会長 議題①「介護サービス利用見込量及び基盤整備について」事務局からご説明願います。

事務局 資料1（P.1～P.22）、資料2に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
ご意見は特に無いようですので、一番目の議題はこれで終了いたします。

② 保険料の在り方について

会長 議題②「保険料の在り方について」事務局からご説明願います。

事務局 資料1（P.23～P.25）、資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき説明。

会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
晝間委員	資料３－１について、見直し例の第９段階から第１３段階の所得金額の数字を教えてください。
事務局	示した図の下の方に小さい字で書いてありますが、国が示した例では、第９段階が合計所得３２０万円以上、４１０万円以上が第１０段階、５００万円以上が第１１段階、５９０万円以上が第１２段階、最大で６８０万円以上となっています。
晝間委員	それぞれをリンクさせるということですか。
事務局	はい。
佐久間委員	三郷市は１１段階に区分されているとうかがいしましたが、基準となる段階が第５段階であるということは間違いないですか。
事務局	はい。
佐久間委員	越谷市は１５段階区分に見えますが、このように区分を細分化することによって何か大きな効果が得られているのか気になりました。
事務局	所得が多い方に多くの負担をしていただくことによって、全体の金額が下がり、低所得者の方の金額を下げる効果につながっていると考えられます。
佐久間委員	そういうこともあって、越谷市の基準額は三郷市よりも４００円ほど低いのでしょうか。
事務局	そのあたりのことについては、自治体ごとにサービス量も違えば、要介護認定者の状況も違うので、何とも言えません。段階の区分が多いから介護保険料が低く抑えられているかという点、それが影響する部分は限定的であると思われます。
佐久間委員	越谷市では７００万円～９００万円未満や９００万円～１,０００万円未満といった形で分けていて、もちろん所得税や住民税もそれに伴って上がっていることは重々承知しているのですが、わかりやすい仕組みだなと感じました。三郷市も低所得者に手厚い対応と説明されていたので、もしもそういったことが実現可能であれば検討してもいいのではないかなと思って、一意見として提案いたします。
須賀委員	今の話に関連することで、単純に越谷市と同様にスライドするのは難しいと思いますが、試算はしてみたのでしょうか。
事務局	試算ツールがあり、それを利用して随時進めています。結果としては、段階を多くすれば、その分、下げられるのですが、それほど影響は大きくないと思います。
須賀委員	高所得者層はそれほど多くないということですか。
事務局	資料３－２を見ていただくと、各所得の構成割合に応じた幅にしているのですが、第１１段階のこの幅をさらに細分化して増やした面積を減額分に充てるということになります。
会長	そのほか、ご意見のある方はいらっしゃいますか。
晝間委員	資料３－２において、現行制度では第４段階は年金収入等８０万円以下ですが、第３段階は年金収入等１２０万円超となっています。金額をどう決めているのかわかりづらいのですが、教えてください。
事務局	第１～第３段階は世帯として非課税の人で、第４、５段階は本人が非課税で世帯員に課税対象者がいるという人です。
晝間委員	もう一つお聞きしたいのですが、資料３－３で、三郷市は７００万円未満で保険料

調整率 1.90 と設定されています。それ以上の方々は収入が多くても 1.90 という
ことなので、これが上限ということですよ。%としてはどのくらいになります
か。

事務局 資料 3-2 を見ていただきますと、一番上の第 11 段階は合計所得 600 万円以上の
方となっており、割合は 3.4%で、令和 4 年度末現在 1,330 人となっています。

佐久間委員 この仕組みになったのはいつからなのでしょう。介護保険制度が始まった 2000
年からですか。

事務局 介護保険導入時から比べると、段階の区分がどんどん増えてきました。最初の頃
はもっと簡素で段階もそれほど多くはありませんでした。第 1 期、第 2 期は 5 段
階、第 3 期に 6 段階となりました。

佐久間委員 見直しを経て細分化されて、現在三郷市では 11 段階となったのですね。

事務局 第 6 期の平成 27 年度から 11 段階設定となっています。

佐久間委員 800 万～900 万円をアッパーとして、一定以上の収入の人はそれほど多い人数では
ないということですね。ただし、感覚的なのですが、1980 年代頃と比べると、ど
んな風に対価を得るかという形が大きく変化してきています。一例をあげるとつ
みたて N I S A が 120 万円まで非課税になったりするなど、70 代 80 代までしっ
かりと財産を残していけるような仕組みが整備されてきています。そのような状
況下で、保険料ももう少しとっていいのかなと思います。

会長 ほかにご意見はありますか。無ければ、二番目の議題はこれで終了いたします。

③ 介護保険事業の取り組みについて

会長 議題③「介護保険事業の取り組みについて」事務局からご説明願います。

事務局 資料 1 (P. 26～P. 28) に基づき説明。

会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いします。特に無いよ
うですので、この議題は終了いたします。これで本日の議題はすべて終了いたし
ましたので、進行を事務局にお返しします。

5 事務連絡

司会 委員報酬の振込日と次回の介護保険運営協議会の日程 (11 月 21 日) について連
絡。その後のパブリックコメントや答申等についてのスケジュールの概要につい
て説明。

6 閉会

・ 今澤副会長より閉会のあいさつ